

令和5年度 第1回 大阪府地域支援機関連携会議 質問回答

連携会議の場でいただいた質問に対して、それぞれ回答をいただいておりますのでご確認ください。

質問内容	回答
<p>譲渡価格なんですが、バトンズさんのフォームに決算書の数字を入力すれば算定されるとのことですが、最後は買い手のデューデリジェンスとなると思います。帳簿の閲覧等どこまでするものなんですか？関与税理士から意見を聞けるのですか？</p>	<p><回答:株式会社バトンズ様より> 最後はデューデリジェンスが必要になるのは、おっしゃる通りです。DDの際は顧問税理士に協力を仰ぎ、対応することが大半です。弊社の株価算定システムについては、あくまで簿価をベースに算定する簡易的なものになります。金額に大きくかかわりそうな時価修正があれば、その辺りは案件化の際にある程度整理し、細かい修正はDDで対応しているという流れかと思います。</p>
<p>決算書の数字の信ぴょう性が大事と思うのですが、今回の登録事例では、とりあえず登録という感じなので、詐欺事案の危険もあるのではないのでしょうか？</p>	<p><回答:大阪府より> 譲渡側事業者が虚偽の決算書等を譲受側事業者に開示した場合、後に当該虚偽が発覚し、最終契約締結に至らないだけでなく、争訟となることもあり、譲渡側事業者においてもリスクしかありません。登録情報の確認を含め、本プロジェクトで登録専門家の方に実施して頂く支援については、譲渡側事業者様と登録専門家の方の信義則に基づき、進めていただくものです。但し、譲渡側事業者を支援いただくなかで、資料・情報等に疑義がある場合、一部不慣れな部分がある場合など、必要に応じて、事業承継・引継ぎ支援センター等のサポートを受けることもできます。なお、登録専門家が故意に虚偽の内容の登録を勧めたことが判明した場合、募集要項「4-3失格事由」に基づき、登録専門家から除外するとともに、お支払いした報酬は返金いただきます。また、虚偽内容の登録は、プラットフォームの利用規約等に抵触するとともに、ペナルティが科せられる場合があります。個別の対応につきましては、各プラットフォームにご確認ください。</p> <p><大阪府事業承継・引継ぎ支援センターからの補足事項> 譲渡側事業者において、粉飾決算といかないまでも、不良在庫や回収困難債権もしくは簿外負債の存在があるなど、決算書からは読み取れない数字があることは、通常といっても過言ではございません。これらは、対話やデューデリジェンス(買収監査)を通じて、明らかにしていくもので、後々に後悔しないためにも必須の作業であるといえます。実務上は、一旦は、登録している数字をもとに買収に関しての検討を行い、互いに進めていくという合意が得られれば、より詳細な資料(法人税確定申告書、決算報告書、勘定科目内訳明細書、その他)を元に現実的な譲受価格を詰めていきます。リスク回避のために、最終契約書にて、決算報告書に虚偽の記載がないか、簿外負債がないか等の、譲渡側事業者による真実かつ正確であることを表明し、相手方に対して保証する条項を入れることも通常となります。</p>
<p>多額の借入がある場合でも、M&Aの可能性はありますか。</p>	<p><回答:中小企業診断士 松浪辰也氏より> 可能性はあります。借入金額の大きさは企業の規模によっても異なるので、その金額が大きいのか小さいのかは一概に言えません。借入がある分、純資産が減少しますので譲渡価格が減少します。また、M&Aの方法には大きく企業全体を譲渡する『株式譲渡』と事業の一部を譲渡する『事業譲渡』がありますが、事業譲渡であれば、借入金とは無関係に譲渡できます。</p>
<p>役員報酬をほとんど取れていないところでも、M&Aの可能性はありますか。</p>	<p><回答:中小企業診断士 松浪辰也氏より> 可能性はあります。役員報酬の支払ができないくらい利益が出ていなくても、買い手にとって魅力的と判断されればM&Aは可能です。</p>